

町の皆さんのいこいの場で
コーヒーサロン「てとて」

気軽にお立ち寄りください。「てとての会」の会員がお待ちしています。

日 時 ● 10月25日(土) 午前10時～午後4時
10月26日(日) 午前10時～午後3時
会 場 ● 南ふれあい館(旧仙南交流センター)
問 美郷町保健センター ☎0187(84)4900

こころが元気♪精神保健福祉普及運動のお知らせ

10月27日～11月2日は精神保健福祉普及運動期間です。精神保健福祉に関する理解を深め、国民の精神的健康の保持増進を図ることを目的に実施されます。

保健所では、年間を通じて精神保健福祉に関する相談事業を実施しています。

【精神科医による精神保健福祉相談】※予約制です。

相談日時 ● 第2木曜日 午後4時～午後5時

相談会場 ● 大仙保健所

【保健師による相談】※随時受け付けています。

相談日 ● 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

相談時間 ● 午前8時30分～午後5時15分

問 大仙保健所 ☎0187(63)3403

歯科休日当番医変更のお知らせ

広報美郷10月号35ページに掲載しました「歯科休日当番医」が変更となりましたのでお知らせします。

	変更前	変更後
10月26日(日)	角間川歯科医院 (大仙市角間川町) ☎0187(65)3536	城南堂歯科医院 (仙北市角館町) ☎0187(54)3678

第29回国民文化祭・あきた2014

「フィナーレイベント・閉会式」交通規制のお知らせ

11月3日(月・祝)、「六郷のカマクラ行事」の実演も行われる第29回国民文化祭・あきた2014「フィナーレイベント・閉会式」の開催に伴い、秋田駅周辺において交通規制(車両通行止め)が行われます。場所により交通規制の時間帯が異なりますので、ご注意ください。

規制箇所など詳しくは、下記のホームページからご覧ください。

問 秋田県国民文化祭推進局 ☎018(860)1558

<http://common.pref.akita.lg.jp/kokubunsai2014/>

第2回目の農地の借受・貸付希望者を募集しています

農地中間管理機構(秋田県農業公社)では、経営規模を縮小する出し手農家から農地を借り入れ、規模拡大や集約化を希望する受け手農家にまとまった農地を貸し付けします。受け手の公募を11月10日(月)まで受け付けています。(出し手の公募は随時受け付けています。)

詳細については、下記までお問い合わせください。

問 美郷町地域農業再生協議会事務局(町農政課内)

☎0187(84)4908

6次産業化先進地視察研修会を開催します

町では、様々な「地域資源」を活用して町農業における雇用を確保し、所得を向上させることを目的に、6次産業化を推進しています。6次産業化への取り組みにかかる先進地視察研修会を開催しますので、ぜひご参加ください。

6次産業化とは

農産物の生産者(1次産業)が加工(2次産業)、販売(3次産業)サービスにも主体的に取り組むことにより、農林水産業に新たな付加価値を創出することです。

対象者 ● 町内の農業者、町内で農産物の加工や直売に取り組んでいる方など

日 時 ● 11月12日(水) 午前10時～午後1時

視察先 ● 農事組合法人中仙さくらファーム

交通手段 ● 美郷町役場から、町有バスで移動します。

集合時間等詳しくは、申込まいただいた方へ後日お知らせします。

申込方法 ● 11月4日(火)までにFAXまたは電話で①氏名、②住所、③電話番号をお知らせください。

申込・問 町農政課 農業振興班

☎0187(84)4908 FAX0187(85)3886

平成27年度農業関係補助事業要望の相談をお受けします

国、県および町では、担い手農家等を対象に、水稲・戦略作物等の生産拡大の促進と経営発展を図るために必要な機械・施設の導入を支援しています。

平成27年度事業要望の相談をお受けしますので、希望される方は10月31日(金)までに町農政課または各JAの営農窓口へご相談ください。

対象者 ● 「人・農地プラン」において中心となる経営体として位置付けられた者、認定農業者、農業法人、認定就農者、集落営農組織、農作業受託組織など

対象作物 ● 水稲等(「人・農地プラン」において中心となる経営体として位置付けられた者が対象)、野菜(ねぎ、アスパラガス、枝豆、ほうれんそう、トマト、きゅうり等の県重点品目)、大豆、麦、花き、果樹、畜産など

留意事項 ● 要望事項に全てお応えできない場合があります。

申込・問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

水源森林の売買は事前届出が必要です

「秋田県水源森林地域の保全に関する条例」に基づき、10月1日から水源森林地域の森林で事前届出制度が開始されました。水源森林地域内で土地の売買を行う場合は、売買の30日前までに、県へ届出が必要です。

美郷町で届出の対象となる森林は2,929haで、水源かん養保安林、公共の用に供する水源の周辺地域の森林等が指定されています。対象となる森林の確認は、県のホームページ「美の国あきたネット」をご覧ください。

問 仙北地域振興局森づくり推進課 ☎0187(63)6113

県森林整備課 ☎018(860)1919